

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情項目	所管課	回答
【1】自治体の基本的あり方について		
①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	福祉課	医療・介護・福祉など社会保障については、国が行う基本的な事業でありませんが、町としても各制度が十分に機能し住民の幸せな生活が確保できるよう、町の責任範囲内で事務の遂行を図っていきます。
②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。	税務課	現時点では制限予定はありません。ただし、金品の受給にあたって未納がある場合には制限を受けることがあります。
③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	現在は愛知県西三河地方税滞納整理機構には参加していませんが、滞納者への納税相談をはじめとしたきめ細やかな対応をすることはもちろんですが、税負担の公平性・取納率の向上を図るためには選択肢の一つであり、参加への検討はしていきます。
【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて		
①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。	総務課	平成23年度から防災安全課を新設しました。防災のまちづくりを進めるため、職員の適正配置に心掛けます。
②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。	防災安全課	東海、東南海、南海地震の三連動地震クラス深溝断層による被害想定の見直し及び町内被災者、帰宅困難者、他市沿岸地域からの避難者受け入れ施設等の検討をしていきます。
③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。	防災安全課 学校教育課 都市計画課	公共施設の耐震診断は平成17年度に終了。 小中学校校舎・体育館躯体の耐震化は、100%完了しました。今後、ガラス・天井材等の非構造部材について、順次対策を講じていきます。 幸田町耐震改修促進計画に基づき個人住宅の耐震化の促進を図ります。 災害備蓄品の見直しと充実を図っていきます。
④避難所のバリアフリー化をすすめてください。	防災安全課	既設建物については、ハンディスロープにて対応していきます。 公園トイレのバリアフリー化計画をしています。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者（児）、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者（児）のための福祉避難所を整備・拡充してください。	防災安全課 福祉課	災害時要援護者制度登録申請への周知、身体障害者や知的障害者の方の避難場所として特別養護老人ホーム、老人福祉施設、関係施設への協力を依頼していきます。
⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。	防災安全課 健康課	幸田町内には、二次、三次医療機関はなく、災害拠点病院については、岡崎市民病院となるため、岡崎市との連携を図っていきます。
⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。	防災安全課	徒歩帰宅者のためのトイレ借用及び飲料水提供可能なコンビニエンスストア、ガソリンスタンドの記載のあるルートマップを配布するとともに被害想定見直しによる避難経路の確認を実施します。
⑧防災教育を徹底してください。	防災安全課	学校教育施設での防災ビデオ、講演の開催、ポスター、防災パンフレット、チラシ等の掲示による教育、啓蒙活動の実施をしていきます。 また、小学校での防災訓練も実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について
(1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきま細かい保険料負担段階を設置してください。	福祉課	介護保険料については、計画年次内における介護給付費等により決定されるものであり、サービスマップ利用状況と介護報酬等の推移や、介護給付費準備基金等の積立状況を見ながら、平成24年度からの第5期計画の中で適正な金額を算定するよう現在作業中でありまます。 なお、保険料段階の細分化等については、国により審議中でありまますのでその動向を見て検討します。
②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をよめてください。	福祉課	現在の保険料段階において、特例4段階を設置するなど一部低所得者層の軽減措置は実施しています。低所得者への対応については、第5期介護保険事業計画においても保険料の所得減免制度を継続する予定でいます。
③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大した制度を継続する予定です。
④支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	福祉課	総合事業の実施については、対象事業の基盤整備等が不可欠であり、他市町も実施に向け十分な取組みがされていませぬ。本町においては、総合事業の利用者への影響内容や保険料に与える影響等、十分に検討をした上で、近隣市町の状況も踏まえて方向性を出したいと考えています。

<p>⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>現在、特別養護老人ホーム2箇所、小規模多機能施設1箇所が整備されている中、利用者の要望に沿った施設整備が進められるか、西三河南部東圏域の広域計画との調整を図っています。 なお、入所利用の助成等は、国制度での対応とします。</p>
<p>⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けるよう委託費を引き上げてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>幸田町の人口、面積等からして地域包括支援センターは1箇所と考えています。なお、地域包括支援センターが十分に機能できるように、在宅介護支援センターも含め、機関の役割分担、職員体制等の整備等について進めます。</p>
<p>⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>事業所等への財政支援は、国制度に委ねています。 研修は、国又は県が実施するものについて、各事業所に参加への周知、情報提供を図っています。</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p>		
<p>②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア. 年に一度民生委員によるひとり暮らし家庭の訪問を行なっています。 また軽度生活支援事業を使い、買い物などの支援をしています。</p>
<p>イ. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ウ. 外出支援として町内3コースを設定し、福祉巡回バスを運行しています。高齢者の集いの場として、老人福祉センターや高齢者ふれあいプラザを設置しています。老人福祉センターでは、地区老人クラブ単位での送迎を実施しています。また、健康と介護予防の増進を目的に、地区での「げんき会」の開催も実施しています。</p>
<p>エ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>エ. 町営住宅では、バリアフリーの居室が1区画整備してありますが、現在のところ高齢者対応の住宅設備計画はありません。</p>
<p>エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>幸田町の配食サービスは、栄養改善と安否確認を兼ねながら、ボランティアの方々により実施されています。</p>
<p>②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>現在、事業の充実に向け、回数や対象範囲等について、社会福祉協議会において検討をしているところです。</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p>		
<p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>障がい者控除について、税務当局の控除対象の基準に従った範囲で判断した方を対象としており、今後も税務当局の基準に従って認定書を発行します。</p>
<p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>前年度から、基準日において対象と思われる方については、申請を省略し、個別に認定書を送付しています。</p>

2. 高齢者医療などの充実について			
①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	住民課	後期高齢者福祉医療費助成については、単町で後期高齢者医療制度加入者の「ひとり暮らしの町民税非課税者」、「精神3級・自立支援医療」「戦傷者の所得制限なし」などの拡大を実施しています。	
②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	住民課	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。	
3. 子育て支援について			
①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。	住民課	平成20年4月から中学校卒業までに拡大し、医療費全額無料(現物支給)を実施しています。自己負担が全くないため、一人当たりの受診回数や受診件数が増加傾向にあります。対象年齢の拡大については、近隣の動向を把握し慎重に検討していきます。	
②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。	健康課	平成21年度から産前14回の公費負担をしています。産後健診については、県下、近隣市町の状況を踏まえて検討したいと思います。	
③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。	学校教育課	所得基準額は、生活保護基準額の概ね1.5倍程度で、要望以上の所得限度額であり、現状でお願いします。申請手続きは、学校教育課窓口及び小学校でも受け付けております。また、年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要となった場合も随時受け付けております。生活状況申立が必要な方は、生活状況確認のため、民生委員の証明を必要としており、現状でご理解をお願いします。	
④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いいたします。	
4. 国保の改善について			
①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	住民課	今後の動静を見極め判断していきます。	

<p>②保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p> <p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p> <p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>ア. イ. ウ. エ. 平成21年度から一般会計繰入金を増額して税率等の引上げ幅を抑え、減免を低所得者にも拡大し、平成22年度からは非自発的失業者の軽減も実施したところ です。今後、社会保障・税一体改革など国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。</p>
<p>③保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p> <p>エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>ア. 現時点では発行していませんが、法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>イ. 給付制限は行っていません。</p> <p>ウ. 法令や短期保険証交付要領に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>エ. 滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>平成19年4月から実施しており、インターネットに掲載しています。</p>

5. 障がい者（児）施策の充実について	
<p>①障害者（児）の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免していただき。</p> <p>ア.自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p> <p>イ.障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。</p> <p>ウ.市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。</p> <p>エ.施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。</p>	<p>福祉課</p> <p>制度改善については、機会あるごとに働きかけていきます。町独自の対応については、近隣の状況などを考慮しつつ改善していきます。</p>
<p>②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。</p>	<p>福祉課</p> <p>制度改善については、機会あるごとに働きかけていきます。</p>
<p>③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見を求め、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。</p>	<p>福祉課</p> <p>・計画の策定については幅広い方の意見を取り込むよう、アンケート、ヒヤリングの実施を計画しています。</p> <p>・ヘルパーの増員、グループホーム・ケアホームの増設など機会あるごとに事業所などに働きかけていきます。</p>
<p>④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。</p>	<p>福祉課</p> <p>近隣の状況を見極め検討していきます。</p>
<p>⑤障害者差別禁止条例を制定してください。</p>	<p>福祉課</p> <p>近隣の状況を見極め検討していきます。</p>

6. 健診事業について	
①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。	健康課 特定健診は住民健診・人間ドックの中で実施しており自己負担はありません。がん検診は、集団検診（子宮がんは一部個別あり）・人間ドック・住民健診の中で実施しており、がん検診の種類別費用に対し、一人1～3割程度の自己負担金をいただいておりますが、近隣市町を上回る状況ではありません（女性特有のがん検診対象者【乳がん・子宮がん検診】及び大腸がん検診について、該当節目は無料）。実施期間は委託健診機関等との調整によりできる限り長期期間できるように努めています。歯周疾患検診は、年1回無料で個別医療機関において、平成23年度より20歳の節目を加え、30.40.50.60.70歳節目者及び19歳以上の希望者が受診できます。
②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	健康課 健診を受ける機会のない19歳以上の方に年1回無料で健康診査を受けられるようにしています。
7. 予防接種について	
①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。	健康課 平成23年2月より国の助成制度に従い、ヒブ、小児用肺炎球菌については2か月～5歳未満を対象に、HPVについては中学1年生から高校2年生を対象に全額公費で受けられるようにしています。
②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。	健康課 平成23年度は助成制度を設けていません。国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討したいと考えます。
8. 生活保護について	
①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課 保護の必要な方の相談を受けた場合には西三河福祉相談センターにつなげています。
②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。	福祉課 県福祉事務所が実施しています。

<p>③就労支援や生活指導を個別にいてねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>県福祉事務所が実施しています。</p>
<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p>		
<p>1. 国に対する意見書・要望書</p>		
<p>①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。</p>
<p>②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもとめてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>後期高齢者医療制度は廃止し、新制度へ移行することが決定されています。国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。</p>
<p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>財源問題等については、全国町村長会から国に対して要望がされていますが、近隣市町と歩調を合わせながら、機会があれば国等の関係機関に伝えていきます。</p>
<p>④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>	<p>住民課</p>	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p>	<p>税務課</p>	<p>国の制度であり、要望書等の提出は考えていません。</p>
<p>⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティのない地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行うてください。</p>	<p>健康課</p>	<p>本町には公立病院・公的病院がないので、交付金を支出していません。</p>

<p>⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。</p>	福祉課	<p>今後の近隣市町の動向を見て検討します。</p>
<p>⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。</p>	健康課	<p>平成23年2月より国の助成制度に従い、ヒブ・小児用肺炎球菌については2か月～5歳未満を対象に、HPVについては中学1年生から高校2年生を対象に全額公費助成をしています。不活化ポリオワクチン、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討したいと考えます。</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p>		
<p>①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p>	住民課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。</p>	住民課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p>	住民課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。</p>	住民課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p>	住民課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p>	住民課	<p>精神障害者福祉手帳の1・2級所持者については、全疾病対象としています。他市町村の動向を見極め判断していきます。</p>
<p>⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。</p>	福祉課	<p>各制度とも充実するよう近隣市町と歩調を合わせしていきます。</p>

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	
①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	住民課 他市町村の動向を見て検討していきます。
②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	住民課 他市町村の動向を見て検討していきます。
③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	住民課 他市町村の動向を見て検討していきます。
④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。	住民課 他市町村の動向を見て検討していきます。